

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険 いばらき

# 7

無駄な医療費を支払っていませんか？今すぐできる！医療費の節約！！

2024 July  
NO.552

- マイナ保険証を使ってみよう！
- 協会けんぽ GUIDEBOOK！！
- 「健康保険委員」にぜひご登録ください！
- 「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました
- 「わたしと年金」エッセイ募集のお知らせ
- 8月の出張年金相談
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



霞ヶ浦の帆引き船（行方市・土浦市・かすみがうら市）

職場内で回覧しましょう

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ



無駄な医療費を支払っていませんか？  
今すぐできる！医療費の節約！！



### STEP1

「かかりつけ医」をもとう！

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診療や健康相談ができる身近な頼れる医者のことです。家や職場の近くに「かかりつけ医」をもっていれば、病歴・体質・生活習慣病などに基いた治療を受けることができます。



### STEP2

はしご受診をやめよう！

同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。

「はしご受診」は、受診のたびに初診料や同じような検査による体への負担や医療費がかかります。また、同等の作用の薬を毎回処方されることによる、薬の重複や複数の薬の飲み合わせにより、副作用等を引き起こす場合もあります。

| (3割負担の場合) | 同じ医療機関を3回受診した場合     | 3つの医療機関をはしご受診した場合 |
|-----------|---------------------|-------------------|
| 1回目       | 870円(初診料)+検査料等      | 870円(初診料)+検査料等    |
| 2回目       | 230円(再診料)           | 870円(初診料)+検査料等    |
| 3回目       | 230円(再診料)           | 870円(初診料)+検査料等    |
| 初診・再診料の合計 | 1,330円(初診・再診料)+検査料等 | 2,610円(初診)+検査料等×3 |

### STEP3

時間外受診はしない！

緊急時や急病を除いて、診療時間内に受診しましょう！

医療機関に受診するべきか判断に迷う場合は…  
救急電話相談をご利用ください。

こども医療電話相談 ☎ # 8000  
救急安心センター ☎ # 7119



#### ▼3割負担で受診した場合

| (3割負担の場合) |                             | 医療機関          |               | 薬局            |
|-----------|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|
|           |                             | 初診料           | 再診料           | —             |
| 休日加算      | 日・祝                         | +750円         | +570円         | 調剤技術料の1.4倍を加算 |
| 時間外加算     | おおむね8時前と18時以降、土曜日は8時前と12時以降 | +260円(+690円)* | +200円(+540円)* | 調剤技術料と同額を加算   |
| 深夜加算      | 22時～翌6時                     | +1,440円       | +1,260円       | 調剤技術料の2倍を加算   |

※( )内は救急病院などの場合の額です  
※すべて保険証利用時の料金

## マイナ保険証を使ってみよう！

### 利用方法

医療機関・薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、顔認証か暗証番号で本人確認をするだけで利用可能です。

※顔写真は機器に保存されません。

※マイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。



### 安心！ よりよい医療が受けられる

同意をすれば、薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投与や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。また、旅行先や災害時でも、薬の情報等が医師や薬剤師に自動的に連携されます。

### 便利！ 各種手続きも便利・簡単に！

「限度額適用認定証」の申請や持参をしなくても、同意をすれば高額療養費の限度額を超える支払いが自動的に免除されます。

※自治体独自の医療費助成などについては、書類の持参が必要です

## 健康保険委員の方がいる事業所限定！ 協会けんぽ GUIDEBOOK！！



協会けんぽ茨城支部では、「協会けんぽ GUIDEBOOK」を作成しています。  
こちらの GUIDEBOOK は、協会けんぽにご加入の事業所のうち、  
**健康保険委員にご登録いただいている事業所限定**で、お送りしています。

### 協会けんぽ GUIDEBOOK



全国健康保険協会  
協会けんぽ

### 協会けんぽ GUIDEBOOK

気になる中身は？

- ・協会けんぽについて
- ・保健事業について
- ・医療保険を未来につないでいくための  
取組について
- ・健康保険の給付金等について

#### CONTENTS

|       |             |
|-------|-------------|
| P.1   | 健康保険委員の役割は？ |
| P.2   | 協会けんぽの役割    |
| P.3   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.4   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.5   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.6   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.7   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.8   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.9   | 協会けんぽの事業内容  |
| P.10  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.11  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.12  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.13  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.14  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.15  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.16  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.17  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.18  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.19  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.20  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.21  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.22  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.23  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.24  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.25  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.26  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.27  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.28  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.29  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.30  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.31  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.32  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.33  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.34  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.35  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.36  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.37  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.38  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.39  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.40  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.41  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.42  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.43  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.44  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.45  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.46  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.47  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.48  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.49  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.50  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.51  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.52  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.53  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.54  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.55  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.56  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.57  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.58  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.59  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.60  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.61  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.62  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.63  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.64  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.65  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.66  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.67  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.68  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.69  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.70  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.71  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.72  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.73  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.74  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.75  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.76  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.77  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.78  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.79  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.80  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.81  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.82  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.83  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.84  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.85  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.86  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.87  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.88  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.89  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.90  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.91  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.92  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.93  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.94  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.95  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.96  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.97  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.98  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.99  | 協会けんぽの事業内容  |
| P.100 | 協会けんぽの事業内容  |

### 協会けんぽ GUIDEBOOK

健康保険制度・申請書の書き方



全国健康保険協会  
協会けんぽ

### 協会けんぽ GUIDEBOOK 健康保険制度・申請書の書き方

気になる中身は？

- ・健康保険制度・申請書の書き方
- ・傷病手当金支給申請書
- ・出産手当金支給申請書
- ・高額療養費支給申請書

など、様々な申請書の書き方を詳細に  
掲載しております。

#### CONTENTS

|       |           |
|-------|-----------|
| P.1   | 健康保険制度の概要 |
| P.2   | 健康保険制度の概要 |
| P.3   | 健康保険制度の概要 |
| P.4   | 健康保険制度の概要 |
| P.5   | 健康保険制度の概要 |
| P.6   | 健康保険制度の概要 |
| P.7   | 健康保険制度の概要 |
| P.8   | 健康保険制度の概要 |
| P.9   | 健康保険制度の概要 |
| P.10  | 健康保険制度の概要 |
| P.11  | 健康保険制度の概要 |
| P.12  | 健康保険制度の概要 |
| P.13  | 健康保険制度の概要 |
| P.14  | 健康保険制度の概要 |
| P.15  | 健康保険制度の概要 |
| P.16  | 健康保険制度の概要 |
| P.17  | 健康保険制度の概要 |
| P.18  | 健康保険制度の概要 |
| P.19  | 健康保険制度の概要 |
| P.20  | 健康保険制度の概要 |
| P.21  | 健康保険制度の概要 |
| P.22  | 健康保険制度の概要 |
| P.23  | 健康保険制度の概要 |
| P.24  | 健康保険制度の概要 |
| P.25  | 健康保険制度の概要 |
| P.26  | 健康保険制度の概要 |
| P.27  | 健康保険制度の概要 |
| P.28  | 健康保険制度の概要 |
| P.29  | 健康保険制度の概要 |
| P.30  | 健康保険制度の概要 |
| P.31  | 健康保険制度の概要 |
| P.32  | 健康保険制度の概要 |
| P.33  | 健康保険制度の概要 |
| P.34  | 健康保険制度の概要 |
| P.35  | 健康保険制度の概要 |
| P.36  | 健康保険制度の概要 |
| P.37  | 健康保険制度の概要 |
| P.38  | 健康保険制度の概要 |
| P.39  | 健康保険制度の概要 |
| P.40  | 健康保険制度の概要 |
| P.41  | 健康保険制度の概要 |
| P.42  | 健康保険制度の概要 |
| P.43  | 健康保険制度の概要 |
| P.44  | 健康保険制度の概要 |
| P.45  | 健康保険制度の概要 |
| P.46  | 健康保険制度の概要 |
| P.47  | 健康保険制度の概要 |
| P.48  | 健康保険制度の概要 |
| P.49  | 健康保険制度の概要 |
| P.50  | 健康保険制度の概要 |
| P.51  | 健康保険制度の概要 |
| P.52  | 健康保険制度の概要 |
| P.53  | 健康保険制度の概要 |
| P.54  | 健康保険制度の概要 |
| P.55  | 健康保険制度の概要 |
| P.56  | 健康保険制度の概要 |
| P.57  | 健康保険制度の概要 |
| P.58  | 健康保険制度の概要 |
| P.59  | 健康保険制度の概要 |
| P.60  | 健康保険制度の概要 |
| P.61  | 健康保険制度の概要 |
| P.62  | 健康保険制度の概要 |
| P.63  | 健康保険制度の概要 |
| P.64  | 健康保険制度の概要 |
| P.65  | 健康保険制度の概要 |
| P.66  | 健康保険制度の概要 |
| P.67  | 健康保険制度の概要 |
| P.68  | 健康保険制度の概要 |
| P.69  | 健康保険制度の概要 |
| P.70  | 健康保険制度の概要 |
| P.71  | 健康保険制度の概要 |
| P.72  | 健康保険制度の概要 |
| P.73  | 健康保険制度の概要 |
| P.74  | 健康保険制度の概要 |
| P.75  | 健康保険制度の概要 |
| P.76  | 健康保険制度の概要 |
| P.77  | 健康保険制度の概要 |
| P.78  | 健康保険制度の概要 |
| P.79  | 健康保険制度の概要 |
| P.80  | 健康保険制度の概要 |
| P.81  | 健康保険制度の概要 |
| P.82  | 健康保険制度の概要 |
| P.83  | 健康保険制度の概要 |
| P.84  | 健康保険制度の概要 |
| P.85  | 健康保険制度の概要 |
| P.86  | 健康保険制度の概要 |
| P.87  | 健康保険制度の概要 |
| P.88  | 健康保険制度の概要 |
| P.89  | 健康保険制度の概要 |
| P.90  | 健康保険制度の概要 |
| P.91  | 健康保険制度の概要 |
| P.92  | 健康保険制度の概要 |
| P.93  | 健康保険制度の概要 |
| P.94  | 健康保険制度の概要 |
| P.95  | 健康保険制度の概要 |
| P.96  | 健康保険制度の概要 |
| P.97  | 健康保険制度の概要 |
| P.98  | 健康保険制度の概要 |
| P.99  | 健康保険制度の概要 |
| P.100 | 健康保険制度の概要 |

## 「健康保険委員」にぜひご登録ください！

「健康保険委員」とは、協会けんぽと事業主や従業員の架け橋になる方のことです。



よくあるお問い合わせ

### Q&A

#### Q 1. どんなメリットがあるの？

**A 1.** 上記記載の「協会けんぽ GUIDEBOOK」をお送りしています。また、委員としての活動状況に応じて表彰制度があり、厚生労働大臣などの表彰を受けられます。

#### Q 3. 会費はあるの？

**A 3.** 会費などの費用負担は、一切ありません。

#### Q 2. 「健康保険委員」は、何をすればいいの？

**A 2.** 従業員への健康保険や健診手続きのご案内・広報誌や協会けんぽからのお知らせの回覧などです。  
日常業務に支障のない範囲での活動なのでご安心ください。

#### 申込方法

二次元コードの「健康保険委員申込書」を FAX または郵送ください。



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル

TEL 029-303-1500 (代表)  
FAX 029-303-2100

マイナ保険証を  
使用しましょう！！

※2024年12月2日から  
健康保険証は発行されなくなります。



使ってみよう！  
マイナ保険証

## 日本年金機構からのお知らせ

### 令和6年1月から

## 「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました

社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に郵送している「保険料納入告知額・領収済額通知書」について、電子送付で受け取るためにオンライン事業所年金情報サービスに登録をお願いします。

### オンライン事業所年金情報サービスで受け取れる情報・通知書

本サービスでは、GビズIDでe-Govにログインし、利用申込みを行うことで、社会保険に関する事業所向けの各種情報・通知書をオンラインで受け取ることができます。

|                                                                                               |                                                                                                                   |                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>社会保険料額情報</b></p> <p>月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。郵送で納入告知書が届く約1週間前に、社会保険料額を確認できます。</p> | <p><b>NEW !</b></p> <p><b>保険料納入告知額・領収済額通知書</b></p> <p>社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。</p> | <p><b>被保険者データ</b></p> <p>日本年金機構が無料で提供している「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡易に届書を作成できます。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

※ 上記のほか、保険料増減内訳書・基本保険料算出内訳書・賞与保険料算出内訳書・決定通知書を受け取ることができます。

### オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

- 連絡不要で、定期的に受け取りが可能**  
情報・通知書が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はなく、1度の申込みで、定期的に必要な情報を受け取れます。
- 早く受け取り・確認が可能**  
例えば、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く受け取り・確認することができます。
- いつでもどこでも確認が可能**  
24時間365日オンラインで、どこでも確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。
- 簡単に電子申請が可能**  
被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

before



算定基礎届を作成するために、被保険者情報が収録されているCDを受け取っていましたが、毎年6月20日頃にCDが郵送されてくるため、届書を提出するまでの期間が短く、時間に追われていました。



after



被保険者情報が収録されている電子データは6月1日頃に受け取れるため、届書の提出まで余裕をもって作業することができるようになりました。

登録方法等については、日本年金機構のホームページをご確認ください



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

登録は  
カンタン!!

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

※通知書に表示されている内容については、管轄の年金事務所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。



## 日本年金機構からのお知らせ

## 令和6年度「わたしと年金」エッセイ募集のお知らせ

日本年金機構は、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開する予定です。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集いたします。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募下さい。

## 【応募作品】

応募者ご自身や身近な方と公的年金制度とのかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。

## 【応募資格】

中学生以上

## 【応募締切】

令和6年9月9日(月)(当日消印有効)

## 【賞】

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

## 【発表】

受賞作品につきましては11月に日本年金機構のホームページに発表します。

## 【後援】

厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

募集の詳細につきましては、日本年金機構のホームページをご覧ください。

## 出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和6年8月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

## 令和6年8月の出張年金相談

| 年金事務所<br>予約先電話番号           | 日 時                | 会 場                |
|----------------------------|--------------------|--------------------|
| 水戸北年金事務所<br>029 (231) 2283 | 1日(木) 10:00～15:00  | 常陸太田市役所            |
|                            | 13日(火) 10:00～14:00 | 太子町役場              |
|                            | 14日(水) 10:00～15:00 | 常陸大宮市役所            |
| 水戸南年金事務所<br>029 (227) 3278 | 8日(木) 10:00～14:30  | 鹿嶋市商工会本所           |
|                            | 21日(水) 10:00～14:30 | 神栖市保健・福祉会館(保健センター) |
| 土浦年金事務所<br>029 (825) 1170  | 8日(木) 10:00～15:00  | 取手市商工会館            |
|                            | 23日(金) 10:00～15:00 | 龍ケ崎市地域福祉会館         |
| 下館年金事務所<br>0296 (25) 0829  | 8日(木) 10:00～14:00  | 常総市商工会水海道事務所       |
|                            | 21日(水) 10:00～14:30 | 古河商工会議所            |
| 日立年金事務所<br>0294 (24) 2193  | 20日(火) 10:00～14:00 | 高萩市役所              |

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード(マイナンバーカード)などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和5年度 事業・決算報告

一般財団法人茨城県社会保険協会は5月16日に理事会、6月12日に評議員会を開催し、令和5年度の事業報告および収支決算について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

事業結果および決算について、次のとおり報告いたします。

令和5年度 事業報告  
社会保険制度の普及啓発事業

1. 広報紙の発行  
広報紙「社会保険いばらき」を毎月発行し、社会保険制度の内容や改正事項等の周知を図りました。
2. 冊子・リーフレット等の配付  
「社会保険の事務手続（令和5年度版）」を会員事業所へ配付したほか、健康管理・健康増進に関するリーフレットを配付し、社会保険制度および健康管理の周知啓発に努めました。
3. 年金セミナー・健康管理講座の開催  
年金の受給を間近に控えた被保険者およびその配偶者等を対象に、県内5会場で6回、セミナーを開催しました。 受講者総数 135名  
(セミナーのテーマ)  
●年金とライフプラン  
●毎日の食事で健康を守ろう

健康づくり事業

1. 職場の健康づくりの支援  
①職場における健康づくり事業として、健康の保持増進と生活習慣病に関する意識の向上を図るため、健康運動指導士や管理栄養士を派遣し、講話、健康相談、実技指導を行いました。  
②健康啓発DVDの貸出を行いました。  
③職場の健康づくり意識の向上のために、疾病予防、健康増進、食生活等に関するパンフレットやリーフレットを配付しました。
2. 健康増進施設の利用補助  
会員事業所の被保険者およびご家族の健康増進を図るため、トレーニングジムやアイススケート場の施設利用の補助を行いました。 利用者 1,457名  
(利用施設)  
●とっぷさんて大洋 ●つくばウェルネスパーク  
●筑西遊湯館 ●ほっとランドきぬ  
●山新スイミングアリーナ
3. 健康づくりウォーキング  
10月に神奈川県鎌倉市で健康づくり散策を開催しました。 参加者 261名

保健施設事業

1. 契約保養施設の利用補助  
会員事業所の被保険者およびご家族の保養を目的として、県内外の契約保養施設をご利用する際の宿泊料の補助を行いました。
2. 福利厚生事業  
会員事業所の被保険者およびご家族の心と体の健康

- 保持を目的として、施設利用等の補助を行いました。
- ①全国の宿泊施設やレジャー施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しました。  
発行事業所数 167事業所 発行枚数 465枚
- ②潮干狩り（木更津市江川海岸） 利用者 550名
- ③夏季プール 利用者 2,459名  
(利用施設)  
・久慈サンピア日立・ヒューナックアクアパーク水郷  
・フォレスパ大子
- ④くだもの狩り（千代田果樹観光協会） 利用者 1,903名
- ⑤東京ディズニーランド・ディズニーシー 利用者 1,568名
- ⑥「室内楽の夕べ」 来場者 90名

諸会議

事業の適正、円滑な運営を図るため、理事会、評議員会を開催しました。  
理事会 6回（書面決議を含む）  
評議員会 5回（書面決議を含む）

令和5年度 収支決算報告  
正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

【経常増減の部】 (単位：円)

|      |          |            |
|------|----------|------------|
| 経常収益 | 特定資産運用益  | 260        |
|      | 受取会費     | 47,410,785 |
|      | 雑収益      | 238,950    |
|      | 受取利息     | 646        |
|      | 雑収益      | 238,304    |
|      | 経常収益計    | 47,649,995 |
| 経常費用 | 事業費      | 46,477,559 |
|      | 普及宣伝事業   | 19,260,600 |
|      | 関係団体協力事業 | 2,469,080  |
|      | 健康づくり事業  | 9,858,176  |
|      | 保健施設事業   | 14,889,703 |
|      | 管理費      | 5,967,935  |
|      | 経常費用計    | 52,445,494 |
|      | 当期経常増減額  | △4,795,499 |

【経常外増減の部】 (単位：円)

|          |   |
|----------|---|
| 経常外収益計   | 0 |
| 経常外費用計   | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 |

|             |            |
|-------------|------------|
| 当期一般正味財産増減額 | △4,795,499 |
| 一般正味財産期首残高  | 64,760,367 |
| 一般正味財産期末残高  | 59,964,868 |